

奈良日独協会会則

昭和 38 年 11 月 3 日制定

令和 3 年 5 月 23 日改訂

1. 名称 及び 事務局

第 1 条 本会は奈良日独協会（Japanisch-Deutsche Gesellschaft Nara）と称する。

第 2 条 本会の事務局は、奈良市大安寺 2-18-1 大安寺内に置く。
（Daianji Temple 2-18-1 ,Nara,630-8133 Japan）

2. 目的 及び 事業

第 3 条 本会は、日独両国間の友好関係を促進し、併せて両国民の親善を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

日独両国民相互の理解と親善のため集会等の開催。

日独の文化交流に関連する講習会、映画会及び研究会等の開催。

ドイツ及び日本の同種団体と連携並びに協力。

若手の会（JGN）。

参考資料、情報等の交換。

その他前条の目的を達成するために必要な事業。

3. 会員

第 5 条 本会の会員は、名誉会員、法人会員及び個人会員の 3 種とし、日独親善に熱意を持つ者
で、理事会で承認した者とする。

名誉会員は、本会に特に功労のあった者のうちから総会の決議を経て推薦された者。

法人会員は、本会の趣旨に賛同する団体。

個人会員は、本会の趣旨に賛同する者。個人会員の家族 1 名を追加し会員名簿に登録する
ことが出来る。

会員で退会しようとする者は、会長宛に退会届を提出するものとする。3 年以上会費を納
めない者は、退会したものとみなすことが出来る。

4. 役員

第 6 条 本会には次の役員をおく。

会長 1 名、副会長、2 名以内及び事務局長 1 名以上を含む理事 20 名以内、顧問 若干名、
参与 若干名、会計監査 1 名。

第 7 条 役員を選出

理事は、理事会が会員の中から選任し、総会に於いて承認する。

会長、副会長及び事務局長は、理事会で選任し、総会に於いて承認する。

顧問及び参与は、理事会の選任を経て会長が委嘱し、総会に於いて承認する。

会計監査は、総会に於いて選任する。

5. 役員の職務 及び 任期

- 第8条 会長は、会務を総理し本会を代表する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会務を代理する。
事務局長は、会務に関わる業務を統括する。
理事は、本会運営に関する事項を審議し処理する。
会計監査は、会計執行を監査する。
顧問は、本会の運営に協力する。
参与は、会務に対し助言する。
全役員の任期は2年とする。但し、留任することは認める。

6. 会議

- 第9条 総会は、年1回、会長が招集し、会員の過半数（委任状を含む）をもって成立し、重要な会務を審議する。
会議の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定、可否同数のときは、議長が決するところによる。
理事会は、会長、副会長、事務局長及び理事で構成し、会長が、随時招集し、本会運営に関する事項を議決する。
顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

7. 会計

- 第10条 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。
第11条 年会費は、以下の区分に従って次の通りとする。
個人会員：2,000円、但し、学生は、1,000円とする。海外在住の会員、名誉会員及び個人会員の家族は年会費が免除される。
法人会員：一口4,000円以上とする。
第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

奈良日独協会

〒630-8133 奈良市大安寺 2-18-1 大安寺内

TEL : 0742-61-6312 FAX : 0742-61-0473

※（附則）

奈良日独協会設立年月日、昭和38年11月3日、平成2年9月29日改訂、平成13年12月16日改訂、平成16年4月10日改訂、平成26年5月18日改訂、令和3年5月23日改訂。